

【手数料を納付書で支払う場合】

電気工事業登録証の再交付の申請

1 電気工事業の登録証は、再交付を受けることができます。

電気工事業の登録証を紛失したり汚損したりした場合には、申請により登録証の再交付を受けることができます。

2 手続きに必要な書類

書類	部数	備考
登録証再交付申請書	1	※押印は不要です。
鳥取県が発行する手数料納付書の支払後の控え		※右端の「納税証明書<納付済証>」の部分 の裏面に貼り付けてください。 (詳細は下記3を参照)
電気工事業者登録証	1	汚損の場合は、既に交付されている電気工事業者登録証を返納してください。

3 手数料

2,200円（鳥取県が発行する納付書で納付してください。）

○納付書の入手に当たっては、下記の設置場所にて納付書を入手するか又は県からの郵送を希望する場合は、県ホームページ「電気工事業の申請・届出」からダウンロードした「納付書送付依頼書」に所定事項を御記入の上、県消防防災課にファクシミリ又はメール送信ください。（折り返し郵送します。）

【納付書の設置場所】

(1) 鳥取県電気工事業工業組合各支部

- ・鳥取支部：鳥取市田島648 タナカビル1階（電話 0857-26-1569）
- ・倉吉支部：倉吉市駄経寺町二丁目60-4（電話 0858-23-1436）
- ・米子支部：米子市旗ヶ崎2120（電話 0859-22-7014）

(2) 鳥取県危機管理局消防防災課

鳥取市東町一丁目271 鳥取県第二庁舎3階（電話 0857-26-7063）

○県ホームページ「電気工事業の申請・届出」に掲載されている「納付書による支払時の注意事項」を参照の上、手数料を支払ってください。

○支払後の納付書の控えのうち、右端の「納税証明書<納付済証>」を切り取って申請書の裏面に貼り付けてください。

<注意事項>

- ・その年度に発行された納付書はその年度内（3月31日まで）しか使用できません。4月1日以降に支払う場合は新年度の納付書を使用ください。
- ・県収入証紙は令和3年9月30日に廃止となりますが、令和4年3月31日までに下記申請先に提出するか、郵送の場合は同日までの消印となる申請には県収入証紙を使用できます。

- ・使用予定がない県収入証紙は、令和8年9月30日までに還付請求をしていただくことにより、県からご指定の口座に返還します。ただし、返還する金額は、証紙額面から手数料3.3%を控除した金額となります。手続の詳細は以下の県会計指導課のホームページの次のアドレスを参照くださるか、同課にお電話ください。

(アドレス) <https://www.pref.tottori.lg.jp/296529.htm>

(電話) 0857-26-7437

4 申請の方法

申請に必要な書類を、次の申請先に郵送または持参してください。

(郵送の場合で確実な配達を希望するときは、簡易書留などをご検討ください。)

鳥取県危機管理局消防防災課

〒680-8570

鳥取市東町一丁目271番地

電話 0857-26-7063

再交付申請用の納付書で手数料（2,200円）を支払い後、
控えの右端（「納税証明書＜納付済証＞」）を裏面に貼り付けてください。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年 月 日

登録証再交付申請書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

住 所 〒

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

連絡先電話番号

登録証の再交付を受けたいので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第12条の規定により、次のとおり申請します。

1 登録の年月日及び登録番号

年 月 日 鳥取県知事登録第 号

2 再交付の理由

汚損 紛失

※どちらかを○で囲んでください。